

「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」について (概要)

改正の目的

中小企業や個人事業者等が相互扶助の精神に基づいて運営してきた中小企業組合制度について、近年、その規模の拡大や事業の多様化に伴って、組合が破綻する事例等が発生してきていることから、中小企業組合の事業運営全般の規律強化を図るとともに、中小企業組合による共済事業（保険事業）の健全な運営を確保するための措置が講じられた。

第一 中小企業等協同組合法の一部改正

1. 事業運営の規律強化

会社法の施行を踏まえ、組合の自治運営が効果的に機能するために、組合運営全般の見直しを行う。組合全般を対象とした措置を講じるとともに、組合員数に着眼して一定の規模以上の組合を対象とした措置を講じる。

(1) 員外監事制度の導入（第35条関係）

組合員（連合会の場合：所属員）の総数が政令で定める基準（1,000人以上を想定）を超える組合（以下「大規模組合」という。）（信用協同組合及び信用協同組合連合会は除く。）においては、監事のうち1人以上は、当該組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員もしくは使用人以外のものであって、かつ、その就任の前5年間当該組合又はその子会社の取締役、会計参与、執行役員もしくは使用人でなかったものでなければならないものとする【大規模組合のみへの義務づけ】。

経過措置：新法施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会（4月～翌年3月までの事業年度の場合：平成20年4、5月頃）の終了の時まで適用しない（附則第9条関係）。

(2) 役員の資格要件の創設（第35条の4関係）

会社法の規定に違反し、刑の執行終了から2年を経過しない者等が役員となることを禁止する。

(3) 役員任期の変更（第36条関係）

理事の任期は、2年以内において定款で定める期間とし、監事の任期は、4年以内において定款で定める期間とする。

経過措置：新法施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会（4月～翌年3月までの事業年度の場合：平成20年4、5月頃）の終了前（平成19年度総会の改選まで）に在任する者の任期については、法施行後も従前の例による（附則第10条関係）。

(4) 監事への業務監査権限の付与等（第36条の3関係）

監事は、理事の職務の執行を監査するとともに、監査報告を作成しなければならないこととする一方で、大規模組合以外は、定款において監事の監査権限を会計に限定できるものとする【大規模組合：業務監査権限の付与義務】。

経過措置：定款、規約の変更や業務監査に必要となる書類の整備等、相当程度の準備が必要となるため、新法施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会終了前は従前の例による（附則第11条関係）。

（5）理事、監事及び組合員の権利義務に関する規定の整備（第36条の3関係）

監事が業務監査を行う組合においては、理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は監事に報告しなければならないが、また、6ヵ月以上継続して組合員である者は、理事が法令違反等の行為をするおそれがある場合において、組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができるものとする。

（6）監査権限限定組合における理事、組合員等の権利義務に関する規定の整備（第36条の3関係）

監事が会計監査のみを行う組合（以下「監査権限限定組合」という。）においては、理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は組合員に報告しなければならないが、また、6ヵ月以上継続して組合員である者は、理事が法令違反等の行為をするおそれがある場合において、組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができるものとする。

（7）監査権限限定組合における組合員による理事会の招集（第36条の6関係）

監査権限限定組合においては、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認められるときには、組合員が理事会を招集できることとし、理事会の開催を請求した組合員は理事会に出席し、意見を述べるることができるものとする。

（8）監事に対する理事会議事録への署名の義務づけ（第36条の7関係）

理事会へ出席した監事に理事会の議事録への署名を義務付けるものとする。

経過措置：業務監査の経過措置に合わせ、新法施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会終了前は従前の例による（附則第12条関係）。

（9）理事と組合の利益相反取引の制限（第38条関係）

理事が自己又は第三者のために組合と取引しようとするとき又は組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするときは、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないものとする。

（10）役員等の損害賠償責任の免除（第38条の2関係）

役員等の損害賠償責任については、役員等が善意・無重過失の場合においては、免除額をあらかじめ定め、理事会の決議によって当該免除額を限度として免除することができる旨を定款で定めること等ができるものとする。

経過措置：新法施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による（附則第13条関係）。

（11）決算関係書類・事業報告書の作成・保存期間の明記等（第40条関係）

組合は、決算関係書類及び事業報告書を作成し、作成した時から10年間保存しなければならないこととするとともに、監事の監査並びに理事会及び通常総会の承

認を受け、その日の2週間前から5年間主たる事務所（従たる事務所にあつては3年間）に備え置くこととする。

(12) 会計帳簿の保存期間の明記及び閲覧要件の緩和（第41条関係）

組合は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならないものとする。また、共済事業を行う組合、信用協同組合及び信用協同組合連合会以外の組合の組合員は、その総数の100分の3（現行：10分の1）以上の同意を得て組合に対して会計帳簿の閲覧請求等を行うことを可能とする（共済事業を行う組合、信用協同組合・同連合会の閲覧要件：現行の10分の1を維持）。

(13) 総会における理事及び監事の説明義務（第53条の2関係）

理事及び監事は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないものとする。

(14) 余裕金の運用制限（第57条の5関係）

共済事業を行わない大規模組合（信用協同組合及び信用協同組合連合会を除く。）は、業務上の余裕金を法律で定める方法によるほか運用してはならないものとする。
経過措置：新法施行日から3年間で当該運用に係る資産の処分をしなければならない（附則第15条関係）。

(15) 会計原則に関する規定の整備（第57条の6関係）

組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2. 共済事業（保険事業）の健全な運営の確保

現行では責任共済事業を実施する場合を除き、特段の規制のない事業協同組合等が行う共済事業について、事業規模の拡大、共済事業内容の複雑化、保険業法の改正等を踏まえ、共済事業の健全性の確保のための措置を講じるとともに、一定規模以上の共済事業を実施する組合を対象とした措置を講じる。併せて、火災共済事業に関する措置の見直しを行う。

[1] 共済事業を行う全ての組合に対する措置

(1) 共済事業の定義（第9条の2関係）

共済事業とは、組合員その他の共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして組合員その他の共済契約者の保護を確保することが必要なものとして主務省令で定めるものをいう（見舞金的な水準：規制の適用を受ける法律上の共済事業にあたらぬ）。

(2) 員外利用の見直し（第9条の2及び第9条の7の2関係）

組合が行う共済事業の利用については、組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて小規模の事業者であるものによる利用を、組合員による利用であるとみなすものとする。

(3) 共済事業開始時における共済規程の認可（第9条の6の2及び第9条の9関係）

事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会が、共済事業を行おうとするときは、共済規程を定め、行政庁の認可を受けるものとする。

経過措置：新法施行日において共済事業を行う事業協同組合等については、施行日から

6ヵ月間（平成19年9月末まで）は引き続き共済事業を行うことができる（協同(小)組合；附則第4条第1項、協同組合連合会；同条第3項）。また、当該期間においては、行政庁による共済規程の認可を受けた組合とみなして、新法の規定を適用する（協同(小)組合；附則第4条第2項、協同組合連合会；同条第4項）。

（4）共済目的（契約）の譲渡の規定の整備（第9条の6の3及び第9条の7の2関係）
共済契約の目的が譲渡された場合、譲受人は、共済事業を行う組合の承諾を得て、その目的に関し譲渡人が有する共済契約上の権利義務を承継することができるものとする。同時に、契約者は引き続き組合員として共済契約を継続することができるものとする。

（5）共済募集に係る規制（第9条の7の5関係）

共済事業を行う組合は、当該組合の共済代理店が当該組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者に加えた損害を賠償する責めに任ずるものとする。共済事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者は、書面によりその共済契約の申込みの撤回又は解除を行うことができるものとする。共済事業を行う組合又は共済代理店は、共済契約の締結等に関して、共済契約者等に対して虚偽のことを告げる等の行為をしてはならないものとする。共済募集に関する所要の規定を整備する。

（6）共済事業に係る経費の賦課等の禁止（第12条及び第33条関係）

共済事業を行う組合は、組合員に対する共済事業に係る経費の賦課及び定款への経費の分担に関する記載ができないものとする。

経過措置：経費の賦課については定款記載事項であり、その変更は総会の議決事項であるため、新法施行日において共済事業を行う組合（火災共済協同組合及び同連合会以外）については、共済事業の経費の賦課の禁止に関する規定（新法第12条第2項）は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了時までには適用しない（附則第6条関係）。

（7）共済金額の削減及び共済掛金の追徴規定の定款への義務づけ（第33条関係）

共済事業を行う組合の定款には、共済金額の削減及び共済金額の追徴に関する事項を記載しなければならないものとする。

経過措置：共済金の削減及び共済掛金の追徴に係る事項については定款記載事項であり、その変更は総会議決事項であるため、新法施行日において共済事業を行う組合（火災共済協同組合及び同連合会以外）については、施行日以後最初に招集される通常総会（4月～翌年3月までの事業年度の場合：平成19年4、5月頃）の終了時までには適用しない（附則第8条関係）。

（8）会計監査人による外部監査の義務づけ（第40条の2及び第40条の3関係）

共済事業を行う組合であってその事業の規模が政令で定める基準を超えるものは、作成した決算関係書類について、監事の監査のほか、会計監査人（公認会計士・監査法人）の監査を受けなければならないものとし、会計監査人の権限等に関する所要の規定を整備する。

経過措置：会計監査人による外部監査に対応するためには、規程類の整備など組合にお

ける負担が特に大きいため、新法施行の際、現に存する組合で、新法第40条の2(会計監査人の設置義務)に規定する組合に該当するものについては、同条及び新法第40条の3(会計監査人の職務)の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了時まで適用しない(附則第14条関係)。

(9) 共済事業の譲渡に関する規定の整備(第57条の2の2関係)

共済事業を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連合会(火災共済協同組合連合会を除く。)が共済事業を譲渡するには、総会の議決によらなければならないものとする。

(10) 余裕金の運用制限(第57条の5関係)

共済事業を行う組合は、業務上の余裕金を法律で定める方法によるほか運用してはならないものとする(共済事業を行わない組合であっても、一定規模以上のものについては、同じく余裕金の運用制限の対象とする;前掲)。

経過措置:新法施行日から3年間で当該運用に係る資産の処分をしなければならない(附則第15条関係)。

(11) 共済事業を行う組合の利益準備金、責任準備金及び支払準備金の積立てに関する規定の整備(第58条関係)

共済事業を行う組合について、利益準備金、責任準備金及び支払準備金の積立てに関する規定を整備する。

経過措置:年度途中から適用されることは適切ではないため、新法施行日以後に開始する事業年度に係る準備金の積立から適用し、施行日前に開始した事業年度に係る準備金の積立についてはなお従前の例による(附則第16条関係)。

(12) 契約者割戻しの分配基準による実施(第58条関係)

共済事業を行う組合は、契約者割戻しを行う場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準に従い、行わなければならないものとする。

(13) 共済事業と他の事業との間の区分計理(第58条の2関係)

共済事業を行う組合は、共済事業の会計とその他事業の会計とを区別して経理しなければならないものとする。

経過措置:年度途中からの対応は現実的に困難であるため、新法施行日以後に開始する事業年度に係る会計の区分から適用し、施行日前に開始した事業年度に係る会計の区分については、なお従前の例による(附則第17条関係)。

(14) 共済事業会計から他の事業会計への資産流用等の禁止(第58条の3関係)

共済事業を行う組合は、共済事業に係る会計からそれ以外の事業に係る会計へ資金を運用し、又は共済事業に係る会計に属する資産を担保に供してそれ以外の事業に係る会計に属する資金を調達してはならないものとする。

経過措置:年度途中からの対応は現実的に困難であるため、新法施行日以後に開始する事業年度に係る資金運用について適用する(附則第18条関係)。

(15) 重要事項の説明義務(第58条の5関係)

共済事業を行う組合は、その共済事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないものとする。

(16) 共済計理人の選任等(第58条の6から第58条の8まで関係)

共済事業を行う組合(一定の要件に該当する組合を除く。)は、共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項に関与させなければならないものとする。また、共済計理人の資格要件、職務等について定める。

経過措置：新たに理事会において共済計理人を選任する必要があると想定されるため、新法施行日において共済事業を行う組合については、新法施行日から6ヵ月間(平成19年9月末まで)は適用しない(附則第19条関係)。また、共済計理人の職務に関する規定については、共済計理人を選任した日以後に開始する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する(附則第20条関係)。

(17) 業務・財務の説明書類の公衆縦覧(第61条の2関係)

共済事業を行う組合について、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類(事業報告書、決算関係書類)を作成し、事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないものとする。

経過措置：新法施行日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用する(附則第21条関係)。

[2] 特定共済組合に対する措置

(1) 特定共済組合に対する名称使用の強制(第6条関係)

共済事業を行う事業協同組合及び事業協同小組合であって、大規模組合又は再共済事業若しくは再再共済事業を行うもの(以下「特定共済組合」という。)及び協同組合連合会であって、大規模組合又は再共済事業若しくは再再共済事業を行うもの(以下「特定共済組合連合会」という。)は、それぞれの名称中に『共済協同組合』又は『共済協同組合連合会』の文字を使用しなければならないものとする(特定共済組合以外が『共済』という文字を使用することを禁止したものではない)。

経過措置：組合の名称は定款の記載事項であり、その変更は総会の議決事項であるため、特定共済組合及び同連合会に対する名称中の文字使用義務は、新法の施行日以後最初に招集される通常総会の終了時から適用し、当該通常総会の終了前にはなお従前の例による(附則第2条関係)。

(2) 特定共済組合等の原則兼業の禁止(第9条の2及び第9条の9関係)

特定共済協同組合及び特定共済協同組合連合会は、共済事業及び保険募集事業並びにこれらに附帯する事業のほか、原則他の事業を行うことはできないものとする。

経過措置：特定共済組合に該当する組合及び同連合会が、新法施行日において共済事業以外の他の事業を兼業している場合、施行日から5年間は同規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる(附則第3条及び第5条関係)。

(3) 最低出資金額の設定(第25条関係)

特定共済組合及び特定共済組合連合会の出資の総額は、法律で定める額以上でなければならないものとする。

具体的には、特定共済組合(再共済、再再共済事業を行うものを除く)、特定共済組合連合会(再共済、再再共済事業を行うものを除く)にあっては、1,000

万円以上、再共済、再再共済事業を行う特定共済組合、特定共済組合連合会にあつては3,000万円以上でなければならないこととする。

経過措置：出資金の増額は、組合員から追加的に払込みを受ける必要があるため、新法施行日において出資総額が1,000万円に満たない組合については、施行日から5年間は適用しない（附則第7条関係）。

（4）健全性に関する基準の設定（第58条の4及び第106条の2関係）

行政庁は、特定共済組合及び特定共済組合連合会の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（いわゆる「ソルベンシー・マージン比率規制」；支払余力を表す数値基準）等を定めることができるものとするとともに、支払能力の充実の状況に係る区分に応じて、行政庁が組合に対し、監督上必要な命令をすることができるものとする。

[3] 火災共済協同組合に係る措置

（1）最低出資金額の設定（第25条関係）

火災共済協同組合及び火災共済協同組合連合会の出資の総額は、法律で定める額以上でなければならないものとする。

具体的には、火災共済協同組合にあつては1,000万円以上、再共済事業を行う火災共済協同組合連合会にあつては5,000万円以上でなければならないこととする。

経過措置：出資金の増額は、組合員から追加的に払込みを受ける必要があるため、新法施行日において出資総額が1,000万円に満たない組合については、施行日から5年間は適用しない。この場合において、火災共済協同組合の出資の総額については、なお従前の例による（附則第7条関係）。

（2）地区規制の緩和（2以上の都道府県の地区の容認）（第26条関係）

火災共済協同組合の地区を1又は2以上の都道府県の区域の全部とする。

（3）健全性に関する基準の設定（第58条の4及び第106条の2関係）

行政庁は、火災共済協同組合及び火災共済協同組合連合会の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を定めることができるものとするとともに、支払能力の充実の状況に係る区分に応じて、行政庁が組合に対し、監督上必要な命令をすることができるものとする。

[4] その他共済事業に関する措置

（1）保険代理業務に関する規定の創設（第9条の2、第9条の7の2及び第9条の9関係）

事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会は、組合員のために保険募集事業及びこれに附帯する事業を行うことができるものとする。

（2）共済規程等の軽微な変更についての総会議決不要の措置（第51条関係）

共済規程等の軽微な変更については、総会の議決を不要とする。

（3）共済事業を行う組合の合併等に関する総代会での特別決議の容認（第55条の2関係）

共済事業を行う組合は、組合の合併等について総代会での特別決議ができるものとする（従来：総会での特別議決のみ）。

(4) 監督規定の整備(第104条から第106条の2まで関係)

共済事業を行う組合に対する監督について、所要の規定を整備する。

経過措置：共済事業を行う組合で会計監査人の監査を義務づけられる組合が子会社等を保有する場合、子会社等の業務・財産の状況を連結して記載した決算関係書類を行政庁に提出することを義務づけることとしている(新法第105条の2)が、これについては施行日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度から適用する(附則第22条関係)。

(5) 行政庁への届出(第106条の3関係)

共済事業を行う組合は、共済代理店の設置・廃止、共済計理人の選任・退任、共済事業を行う組合の子会社等の新規保有他、共済事業を行う組合が公衆縦覧を開始した時、等に該当するときはその旨を行政庁に届けなければならない。

経過措置：届出の猶予期間として、施行日から6ヵ月は適用しない(附則第23条関係)。

第二 輸出入取引法の一部改正(略)

第三 輸出水産業の振興に関する法律の一部改正(略)

第四 中小企業団体の組織に関する法律の一部改正

1. 事業運営の規律強化(第5条の第23及び第47条関係)

中小企業等協同組合法の一部改正における事業運営の規律強化関係の措置と同内容の次の措置を講ずるものとする。

「員外監事制度の導入」「役員の資格要件の創設」「役員任期の変更」「監事への業務監査権限の付与等」「理事、監事及び組合員の権利義務に関する規定の整備」「監査権限限定組合における理事、組合員等の権利義務に関する規定の整備」「監査権限限定組合における組合員の権利に関する規定の整備」「監事に対する理事会議事録への署名の義務づけ」「理事と組合の利益相反取引の制限」「役員損害賠償責任の免除に関する規定の整備」「決算関係書類等に関する規定の整備」「会計帳簿の保存及び閲覧請求に関する規定の整備」「総会における理事及び監事の説明義務」「余裕金の運用制限」「会計原則に関する規定の整備」

2. 共済事業(保険事業)の健全な運営の確保(第17条関係)

商工組合は、現行、現行法第17条第2項第3号に規定される福利厚生事業の一環として共済事業の実施が可能とされている。しかしながら、そもそも商工組合における福利厚生事業は、あくまで付随的な事業として位置付けられ、商工組合の本来の趣旨として共済事業を本格的に実施することは想定されていないため、今般、同趣旨を踏まえ、共済契約を締結する場合には、主務省令により、組合員その他の共済契約者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるもの(見舞金的な水準)に限り、締結することができるものとする。

第五 鉱工業技術研究組合法の一部改正(略)

第六 商店街振興組合法の一部改正

1．事業運営の規律強化

中小企業等協同組合法の一部改正における事業運営の規律強化関係の措置と同内容の次の措置を講ずるものとする。

「員外監事制度の導入」「役員の資格要件の創設」「役員の任期の変更」「監事への業務監査権限の付与等」「理事、監事及び組合員の権利義務に関する規定の整備」「監査権限限定組合における理事、組合員等の権利に関する規定の整備」「監事に対する理事会議事録への署名の義務づけ」「監査権限限定組合における組合員の権利に関する規定の整備」「理事と組合の利益相反取引の制限」「役員が損害賠償責任の免除に関する規定の整備」「決算関係書類等に関する規定の整備」「会計帳簿の保存及び閲覧請求に関する規定の整備」「総会における理事及び監事の説明義務」「余裕金の運用制限」「会計原則に関する規定の整備」

2．共済事業（保険事業）の健全な運営の確保（第13条関係）

商店街振興組合は、共済契約を締結する場合には、組合員その他の共済契約者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるもの（見舞金的な水準）に限り、締結することができるものとする。

第七 施行期日等

1．この法律は、平成19年4月1日から施行するものとする。（附則第1条関係）

2．政府は、この法律の施行後5年の経過した場合において、施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第56条関係）

3．その他所要の規定の整備を行う。